

令和2年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和2年9月8日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員	長	中村美穂	副委員長	竹中悟
委員		松林敏	委員	安部都
委員		岩永政則	委員	堤理志
委員		吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 日名子達也
(都市計画課)

課長	山崎禎三	課長補佐	前田将範
係長	山本公司	主任	久保竜太

健康保険部長 志田純子
(介護保険課)

課長	細田愛二	参事	中村宰子
係長	西村淳	係長	浦川真
主任	濱崎美雪		

本日の委員会に付した案件

議案第67号 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時30分

閉会 14時40分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。令和2年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

おはようございます。それでは議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げたいと思います。まず、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,167万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を14億2,834万6,000円とするものでございます。

それでは予算に関する説明書にて御説明申し上げます。歳入でございます。説明書の6、7ページをお開き願います。4款1項1目1節繰越金1億4,167万1,000円の増額でございますが、これは前年度の実質収支額の確定による繰越金の増額分を計上しております。

続きまして歳出でございます。10、11ページをお開き願います。今回の歳出につきましては、先程御説明申し上げました歳入歳出予算を財源とするものでございます。1款1項2目12節委託料1億2,917万1,000円の増額のうち、1億2,167万1,000円は高田南土地区画整理事業の事業費となる長崎県への委託料として支出するものでございます。同じく測量設計委託料でございますが、県施行外となります区画整理区域外の造成協力地に対します用地処理につきまして、その測量費として750万円を計上するものでございます。次に16節公有財産購入費ですが、先程御説明いたしました測量費と同様、県施行外となります土地区画整理区域外の造成協力地に対します用地処理につきまして、その用地購入費として700万円。21節補償、補填及び賠償金につきましては、補償費550万円を計上するものでございます。補正予算についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑は特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の中から歳入歳出併せて質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

歳出の10、11ページの方をお聞きします。今、測量委託費750万円と区域外の用地購入が出ましたけども、大体場所がどの付近で、面積がどれだけで、目的はどうい

う形で、これを購入していくのか。その件をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

それでは図面をそちらに貼り出して説明をさせていただきたいと思います。まず場所、この黄色の範囲が今、一括施工を進めている所でございます。ここが水源地でございます。ここら辺にコンビニエンスストアがございまして、この谷を登って行って高田中学校でございます。こちらが高田越中央線となっております、ここに何軒か家がございまして、今、計画が、ここからこの谷を埋めてしまうというふうなことでやっております。谷を埋めるということですので、こことここで約20数メートル上がるというような形になっています。当然、直に上げることは難しゅうございますので、こちらが山林で、そちらの方に造成協力というふうなことで協議をさせていただきまして、こちらの方に土を盛り掛ける。こちら側の宅地の高さに合わせて平場ができるような形になってきますけど、生活をされてる方々がいらっしゃいますので、こちらは高さは変えられないということで、ここからここまでは擁壁での処理というふうなことでなっています。当然、擁壁の部分については個人でお持ちになるのは厳しい話でございますので、こちらの方で購入をさせていただいてというふうなことで考えておりまして、その測量と土地の鑑定、用地購入費ということで、ここら辺で耕作をされてる方がいらっしゃいますので、そちらは立木補償というようなことで今回予算計上をさせていただいております。購入予定の面積につきましては分筆していただくよう、こちらで相談するような形なんですけど。関係が3筆。その中で2,000平米ぐらいで今のところ予定をしています。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、地図を見て分かりました。ということは水色になるんですか。こっちから見ると黄色の横が水色に見えるんですけども、水色全部じゃなくて、水色は全然関係ないということね。そこを区切ってるわけですね、赤の所だけ。もう1回お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおり、水色の範囲っていうのは今回埋めてしまう範囲、協力いただく範囲でございまして、赤の所が斜めになってきますので、そこは現地としては擁壁での処理をせないかんということで、赤の所について購入を今考えているところです。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この3筆は現状、山林ですよ。そこだけ確認を、よろしくをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今回、購入予定の3筆につきましては、全て地目山林、現況も山林でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その下の21節の補償費550万円。これは何件で、どういう所に関連が、場所的に地図見てあるのか。ちょっとそこをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今回この地区外、盛土造成の部分で補償が発生する所は、こちら水色で示します所の盛土部分、造成協力部分になるんですけども、こちらにミカン畑とミカン畑の倉庫がございますので、そちらの収穫樹と倉庫の補償になっております。件数につきましては、収穫樹の補償1件、倉庫の補償が1件となっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

図面を見てもよく分らないのですが、この水色の部分は従来から縦線がありましたよね。その左が区画整理に入っておるものという意識を持ってたんですが、その谷間を埋めるといって、道路があって、左側すぐ山がこうじゃなくして若干平たくあって、それで山に急傾斜地があって道の尾公園がありましたよね。そうしますとその水色の部分というのは、この道路から左なのか。右も盛土をすると右の山は民地ですから、これは区画整理外ですね。その分と区画整理のがけ部分を含めて埋め立てて、それで道路築造していくという感じになっていくんですか。どうもこの図面では全く分らないですね。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

元々の計画が、おっしゃられるとおりに上から見て右側、道路があって、窪みがあって、川があって、そこから道の尾公園の方に上がっていく。道路の所までが区域で、当初はそこに直壁を築造して造成をするというような計画でございまして、左側の山っていうのは触らない計画でございました。道路から見て左側の山、民地ですね。その分当然不

経済な部分もございますので、総合的に検討いたしまして、山側の方々の理解が得られれば山側に土を乗せ掛けて、全体的な事業費は圧縮といった形で、以前からそういう話を進めております。今回の盛土のこの水色の区間は、おっしゃるとおり民地の部分で区域外です。水色がですね。その水色の中で、留め擁壁を計画してる部分につきまして購入させていただいてということで、今のところ進めさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

補正ですので、一括施工をしておる年度なんで敢えて聞きますけれども、今9月になったばかりなんですけども、今の状況というのはどういう状況なんですか。一括施工、委託をした県の動きなり、町の動きというのは何かあっておるんですか。何もないのか。今年度はこういうことをやって、来年度から土木工事に入っていきよとか、最初は土木工事に今年から入るような話もしておりましたよね。全く見えないような感じだから、今の状況について、町の動きと県の動きと両面から説明をしていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

まず、県の方の動きからでございます。地区外に接している部分がございますので、そちらを今、整理を。用地処理、同じように構造物があつたりとか、構造物を配置するに当たり、外部の方々のやり取りとかいう部分がございますので、外枠を今、決めるような形での作業をされているところでございます。それと併せて高田越中央線につきましては、現地に行かれてみれば、余り分からないかもしれませんが、地区界の所については伐採したりとか動きがっております。ほかにお聞きしてる分につきましては、優先的に次にどこをされるのかっていうことなんですが、一番上の今年度供用開始した公園がございますけど、公園の南側の街区から先に進めていきたいということで話を聞いております。今回、補正で上げさせていただいた所につきましては、地区界の処理に合わせて相手様方と接触しながら決めてしまいたい。整理したいという部分がございますので、こういった部分につきましては事業所と連携をとりながら、町と県と一緒に進めている部分でございます。あと一括以外の部分もございますので、こういった76街区の造成。そちらの方も当然、同じように県の方で進めていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ここの宅地、何件かあると思うんですけども、これ今、道路、車で上にも行けるし、

下にも行けると。もちろんここを埋めたらこの方はもっと便利になるとか。そういう形になるんでしょうか。ここ道路がちゃんと出来るかどうかですね、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

先程申し上げましたが、ここの高さが平均で大体18メートル、この辺でもう22メートルぐらい上がるので、物理的に車で上るのは無理で、ここについては階段という形になります。こちらの方々には申しわけございませんが、一旦このこちらの表通りに出させていただいて、新たに出来るこの道路を利用していただく形にはなるかと思います。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

やっぱりこの住まわれている方の理解が得られないとちょっと厳しいんじゃないかっていう点と、ここを埋め立てると、民地を埋め立てた場所は宅地になるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

下の何軒かの宅地の御理解ということなんですけども、こちらにつきましては、この盛り掛けの事業を決定する平成31年度に高田事業所の方で御説明の方はさせていただいております。一定御理解いただいた上で、この計画の方を事業計画に入れておりますので、そういった御理解は得ているところです。もう1点の、埋め立ててしまったら地目が宅地になるんじゃないかってことなんですけども、今のところ、そのまま何も触らず山林のまま私達はお返りする形にはなると思うんですけど、あとは個人の利用の話になるのかなってところです。ただ、こちらが市街化調整区域。ちょうど高田南区画整理事業区域までが市街化区域になっておりまして、高田南区画整理区域外の造成協力地につきましては市街化調整区域になっておりますので、用途的には今の現状では家が建てられない用地になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ここが急な坂であるので10何メートル埋め立てても、ここ多分同じぐらいの高さになって、ちょうど道路を横切れれば一番便利なのかと思うのと、あとここ埋めれば当然平地になって便利な宅地になるのかなと。ゆくゆくなりますよね。そう考えると、ここまでもう今回の計画に載せてしまうと、そういうことはできないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

区域の変更をしますと、また全体の区画整理全体の計画自体に大きく影響してきます。例えば、減歩率が大きく変わりました地権者の方たちにも多大な御迷惑をお掛けしますので、今回につきましては造成協力という形で進めていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の松林委員の関連なんですけども、協力要請は要請として了解いただいて埋め立てはすると。せっかくそういう気持ちよくしていただいたということで、ぱっと考えますと宅地化をして、あとは自分がどうするかは考えていいんですけども、前田課長補佐が言ったのは面倒な手続きが要るだけの話で、やれば区画整理に区域変更をしていいんです。僕はそれは勧めないんですけども、それだけの協力要請をして、ようやく町も目的が達成して事業費も抑えられるというメリットがあるので、協力要請をして埋め立てをすることによって、そういうメリットはあるわけですから、近々、都計法に基づく市街化区域のね、そこまで市街化区域ですたいね。だからそれを若干一部改正のときに区域変更の時期をみて、それでやって、それにあとは下水、水道を自分でやれるようなそういう手立てだけをしてあげておけば、区域を市街化区域に入れるだけ。区域変更をしてあげるというくらいはしても、接点がすぐ接しているわけですから、もし相手が望まれば、そういうことも念頭においてされたら非常に双方の信頼関係がうまくいくんじゃないかなという感じがしますが、そういう要望か何かあってはないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今、盛土造成の協力地の方たちに話をしてる中では、そういったことはまだ伺ってはいりません。ただ、現実的に平場ができれば、そういった御要望も出てくる可能性もあると思っております。市街化調整区域を市街化区域に入れるっていうのは、かなりハードルが高い部分ではありますので、そちらにつきましては造成協力、工事をする中で、またさらに関係者の方にはヒアリングを行いまして、例えば、まとまった何か計画とかがあるようであれば、できる限り柔軟に対応していければと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

川の部分を埋め立てることになると思うんですけども、訓練校の方とか、その向かい側の山の方とかの水も、結構大きな水が流れると思うんですね。あの水はどんな形で水源地まで持ってくるのかお答えください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今、職業訓練校から流れる水路につきましては、先程の話がありました道路、現況の谷間の道路。こちらから向かえば左側の方に水路があって、下の水源地の方に流れているという現状なんですけども、補正で上げております盛土造成があることによって、その区間につきましては暗渠で整備をしまして、浦上水源地の方まで流れるという構造になっております。結構大きな2メートルの暗渠になっておりますので、かなり大きい容量で流れることができますので、今の流量はちゃんと流量計算を掛けてその大きさにしていますので、溢れるとか、そういったところは問題ないかと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

だんだん分かってきましたけれども、土地を購入した。あとどういう形でそれを工事するかっていうのが出てくると思うんですけども、そのままほっとくわけではないと思います。その工事費がまた別個に上がってくるのか。それとも県の委託の方に合算されてそちらの方でやるのか。ちょっとその点をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

地区外盛土造成の工事費につきましては、高田南区画整理事業の予算の中で工事をするという事で計画も上がっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

それでは、令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の決算につきまして、決算書により御説明申し上げます。まずは歳入でございます。決算書の6、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額1億1,858万8,000円に対しまして、収入済額は5,358万8,000円でございます。これは高田南土地区画整理事業に対します国からの補助金となっております。内訳といたしましては備考欄に記載のとおりでございます。活力創出基盤整備総合交付金3,116万円、市街地整備総合交付金2,242万8,000円でございます。また収入未済額といたしまして6,500万円を計上しておりますが、これは翌年度への繰越事業費となります。次に2款県支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額2,568万4,000円に対しまして、収入済額は1,268万4,000円でございます。これは土地区画整理事業に対します県からの補助金でございます。補助額は国庫補助対象事業費の10%となっております。次に3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金につきましては、調定額6億1,333万441円に対しまして、収入済額は5億1,520万8,441円でございます。これは主に高田南土地区画整理事業における町負担分の事業費となっております。また収入未済額として9,812万2,000円を計上しておりますが、これは翌年度への繰越事業費となっております。次に4款繰越金1項1目1節繰越金につきましては、調定額及び収入済額ともに424万3,073円でございます。これは区画整理特別会計におけます前年度の実質収支でございます。繰越金として令和元年度予算に計上したものでございます。次に5款諸収入でございます。1項1目1節町預金利子は、調定額及び収入額ともに520円でございます。続きまして、2項1目1節高田南地区保留地処分金は、調定額及び収入済額ともに1億3,960万9,600円でございます。これは地区内の付け保留地1画地24.16平方メートルの売り払いによる収入と、一括施工に伴いますところの保留地売買契約の前金分でございます。歳入については以上でございます。次の8、9ページにまたがりませんが、収入済額の合計は7億2,533万3,634円で、翌年度への繰越事業費となる収入未済額は1億7,612万2,000円でございます。

続きまして歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款土木費1項1目土地区画整理総務費につきましては経常的経費でございます。次に2目高田南土地区画整理事業費につきましては、9節旅費から12節役務費までが経常的経費でござい

ます。13節委託料につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費といたしまして長崎県へ支払った委託料でございます。予算6億9,615万2,000円に対しまして、支出済額は5億1,735万6,132円で、繰越明許費は1億7,612万2,000円となっております。なお、令和元年度に実施いたしました主な工事等の施工箇所につきましては、後程、図面にて御説明したいと思っております。続きまして28節繰出金165万1,000円につきましては、歳入で御説明いたしました保留地処分金を一般会計に繰り出すものでございます。次に、2款公債費1項1目元金23節償還金、利子及び割引料6,054万4,000円につきましては、区画整理特別会計で借り入れております地域開発事業債の元金償還金でございます。続きまして、2目利子23節償還金、利子及び割引料112万2,309円につきましては、同じく地域開発事業債の利子償還金でございます。歳出については以上でございます。次の12、13ページにまたありますが、支出済額の合計は5億8,166万1,765円で、翌年度への繰越明許費は1億7,612万2,000円でございます。

次に14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額7億2,533万3,000円から歳出総額5億8,166万2,000円を差し引き、実質収支額を1億4,367万1,000円とするものでございます。

続きまして、区画整理特別会計に係る主要な施策に関する成果について御説明いたします。冊子の5ページをお開き願います。高田南土地区画整理事業に係る長崎県への委託料について記載しております。決算額及び財源内訳につきましては、歳出の1款1項2目13節委託料の支出済額とそれに対します財源内訳を記載しております。事業の実績につきましては、後程、主なものについては図面にて御説明いたしますが、本工事費10件、3億7,981万3,000円。補償費7件、9,179万3,000円。測量試験費7件、3,273万1,000円。その他6件、1,301万9,000円となっており、令和元年度末の事業進捗率といたしましては、道路築造55.6%、宅地造成58.6%となっております。令和元年度決算についての説明は以上でございます。

それでは、令和元年度の主な工事等の施工箇所につきまして、担当の方より御説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

それでは平成31年度の主な工事と事業の施行箇所につきまして御説明申し上げます。こちらの図面を御覧ください。高田南土地区画整理事業の図面になります。図面の位置関係としましては、上が北側になりまして、こちらが高田小学校付近、こちらが高田越交差点で、下の方にJR道ノ尾駅がありまして、こちらが高田越トンネル。こちらを通りまして高田中学校がこちらになります。こちらが浦上水源地です。こういった位置関係の図面になっております。まず、平成31年度に実施しました工事につきまして御説

明申し上げます。まず1つ目、こちら30号線ほか道路改築工事でございます。こちらにつきましては高田越トンネル付近になりまして、同じく高田越トンネルの上の方に整備をしておりました（仮称）道の尾中央公園整備工事、こちらの工事に隣接した街区道路の工事になります。続きまして、こちら水源地付近です。72街区宅地造成工事と77街区宅地造成工事と70街区宅地造成工事。こちらにつきましては、便宜的に72街区、77街区、70街区と番号を割り振っておりますけれども、こちらは地権者の方々に土地をお返しする宅地造成工事になっております。72街区宅地造成工事につきましては31年度予算で実施し完了しております。77街区宅地造成工事につきましては平成30年度の繰越予算で工事をしまして、完了しております。続きまして64号線ほか舗装工事、64号線ほか側溝敷設工事ということで、こちらは先程御説明をいたしました77街区の宅地造成に伴って外周道路の整備を行ったものでございます。続きまして、こちら一括施工の区域ですけれども、高田南宅地整備事業ということで令和2年3月19日に契約を行い、5年の債務負担行為で整備を行っているところでございまして、内容につきましては区域内の宅地、道路等の設計、それと建設工事になっております。工事の方は契約が年度末になったので、全て令和2年度に繰り越しを行っているものでございます。続きまして補償関係でございます。まず、建物移転補償としてこちら高田中学校付近なんですけれども、事業所の倉庫、動産の移転補償になります。こちらは30年度の繰越予算で移転を完了しております。続きまして、こちら浦上水源地付近になりますけれども、個人の方の宅地の移転補償を行っております、31年度内に全て移転も完了しているところでございます。以上が、平成31年度の主な事業実施箇所になります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑は歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入全般、6ページから9ページの中で質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

6、7ページの一番下の保留地処分金が上がってますね。これの件数と今までの処分金の累計が分かれば、まずそれをお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

保留地処分金の件数と場所、詳細につきましては、まず1件目が106街区と言いまして、ちょうど一括施工と同時期に保留地の売買契約を結びました道の尾公園。そちらの売買契約のうち、契約保証金となる1億3,700万円ほどにつきまして保留地処分金が入っております。もう1件につきましては、こちら浦上水源地付近になりますけれども、78街区の付け保留地の保留地処分金になっております。面積は24.16平米と

なっております。そして全体の保留地の金額なんですけども、今の事業計画の中での保留地全体の金額が46億2,000万円になっておりまして、平成31年度末現在26億6,400万円の執行状況になっています。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の46億2,000万円というのは、件数は何件なのか。それを教えてください。それと26億6,000万円の件数も言われませんでした。これは2つ目。それから吉岡委員がお聞きになった道の尾公園の分が1億幾らだったかね、これ。1億3,000万円やったかね。保留地処分金1億3,960万9,600円のうち道の尾公園の分が1つあります。もう1つは78街区、24.16平米ということだったんですが、道の尾公園分の面積が言われなかったんですね。金額は私が聞きそびれて1億まで書いたとばってん書ききらんやったんで、もう1回教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今の事業計画の中で把握しております保留地全体の件数は172件。31年度末の契約実績は102件になっております。31年度に保留地の売買契約をしました道の尾公園の面積につきましては2万3,070平米になります。契約金額につきましては13億7,958万6,000円。今回、保留地処分金として入ってきているものが契約保証金で、契約金の10分1の1億3,795万8,600円。こちらが計上されております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

全体が46億2,000万円。県に一括施工をしたものの、換地処分の部分があるだろうと。まだ残された部分も幾らかあるだろうとは思いますが、46億2,000万円で、今、26億6,000万円ですから2分の1オーバーしたぐらいですね。本当に46億円のうちの26億円あって、あとの残金が果たしてあるのかなと。事業量から考えまして、地区の範囲等から考えまして2分の1ぐらいあるのかなと思うんですけども、本当に半分ぐらいはあると。ある予定ですということは間違いありませんね。確認です。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今、課長補佐がお示した数字は事業計画上の数値でございます。この価格で実際買い手がつかって言ったら、それはもう難しい状況でございまして、当然、そこを評価

をかけるたびに社会情勢で伸びたり縮んだりというふうな部分があるかと思います。ですので、今、トータル額が半分ぐらい残ってるようには見えるんですが、実際購入いただいた方々の分につきましても、予定した価格より高く売れていれば実績として上がっているんでしょうけど、そうじゃない部分も入っているのではないかと考えておりますので、残りの保留地を全部お売りしたときに、これだけの金額が満たされるかっていうのはちょっと不確定な、難しいのではないかと、そういうふうには思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。今は歳入ですけれども、歳入のところでございませぬか。ないようでしたら、歳出の10ページから13ページまでの間で質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程、本工事が10件、補償費が7件、測量が7件、その他で6件という発表がありました。その中で今度は図面を見られて、本工事は10件ってはっきり言われたわけですが、説明の中では大きな中で1件目が30号線か、トンネルの近くとかいう話。2つ目の大きなのが水源地近くの72街区、77街区、70街区の3件を言われたですね。そして3点目が64号線のほか何件ってあって、4番目が5年の債務負担行為。大きな件数で言えば4件しか私は取らなかったんですけれども、今言った細々を入れて10件ってということになるのか。そこのところの件数の捉え方が、私の捉え方と実際の件数の捉え方がちょっと合わないもんだから、再度お願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

先程、図面の方でお示した所につきましては主な工事箇所ということで、こちらでいきますと30号線の道路改築、あと72、77、70の宅地造成工事と、64街区の舗装と側溝工事、あと高田南の整備事業で7件。ほか3件につきましては、まず、高田南地区の維持工事ということで除草工事が1件。それと主な工事の関連になりますけれども64号線の工事で法面工事が1件。最後に高田南仮設住宅の改修工事が1件、合計10件の計上になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

まず、建物移転補償の3番、4番、これは元々計画にあったものなのかどうなのか。いよいよ、そこが立ち退いたとなると、今度、工事車両がそこを通ることになるのかっていうのを質問させていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

移転補償の3番、4番に、工事車両が入るかという御質問ですが、今の計画ではそちらの方に工事車両が入るようなことはないです。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今、仮設住宅に住まわれてる方がおられるのかどうか聞かせてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今、仮設住宅にお住まいの世帯数ですが、仮設住宅自体は10棟ございまして、入っている世帯数は9世帯になります。今のところ全部埋まっております、9世帯のうち1軒がちょっと荷物が多いというところで2軒分を使われているので、世帯としては9世帯になっております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

72街区、77街区、70街区、それぞれ造成がされた状況でそちらの方に移るとかそういう話はなくて、やっぱり元々の予定どおりの地区が造成されるまで仮設住宅に住み続けるということになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今、仮設住宅にお住まいの方にお返しする土地が、31年度中に造成した70街区の付近には無い状態で、仮設住宅の方の換地につきましては、今、一括施工で工事をしている部分が主な所になりますので、31年度中整備した所での保留地ではない状況です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

14ページの実質収支に関する調書、それから主要な施策の成果に関する報告書まで全体を通して質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策に関する報告書の5ページに事業進捗率が書かれてあるんですが、31年度、いわゆる令和元年度予算のときの委員長報告の中では、この道路築造と宅地造成の分ではなくて、事業費ベースでの進捗率ということで平成31年度までで82.6%を

予定してるということでありましたが、確定したこの決算の範囲で実際どうだったのか。事業費ベースの進捗率がどうだったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

事業費ベースの進捗率ということで、平成31年度末が83%になっております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

当初予定していたよりも進捗率が進んでるのは、これは誤差の範囲なのか。それとも予定していたよりも何かスムーズに事が運んで若干進捗率が進んだのか。これは何か分析されていてらっしゃるかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

事業費ベースの数字が変わったところなんですけども、こちらにつきましては平成31年度の年度末に国の追加補正予算がついております。事業費1億3,000万円がついたことによって、このパーセンテージが上がったということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

全体を通して質疑を受けております。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これもこの年度の予算審査のときの記録からちょっとお伺いしたいんですけども、平成31年から36年までということで債務負担を組んで、最初の年になろうかと思うんですが、これに関連してって言いますか、これも含めたところで、令和元年度に住民に対する説明会なりは実施されたのかどうかと、そのときに住民の方からの意見とか、その辺りがどういったものが出されたのか。これはもう高田区画整理の事業費全体に関わることだと思うんですが、そこを聞かせていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

令和元年度につきましては、住民に対しての説明会は行っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の決算に反対の立場から討論をいたします。反対の大きな理由は令和元年度から始まりました債務負担行為、その部分であります。事業を一括発注する予算の債務負担の計上ではありますが大変リスクが大きいというふうに考えます。一般会計からの起債と基金を活用して事業を進めていく予定だということが当初予算の段階から説明があっておりますけれども、この事業が計画どおりに進むのか、また町の財政に大きな損失、負担を与える可能性があるのではないかという懸念が払拭することができません。債務負担行為を組むことで、もし事業が停滞した場合に、事業の進捗が進まなくとも町の負担が増える影響を与えるという可能性もあります。また、国庫負担金、県補助金が町の希望するとおりにくるという保証もありません。私たちはこの間、事業の見直しを求めてきましたけれども、事業がそのまま進められてまいりました。地権者は早期解決を望んでおりますが、こうした事業が進められてきたことが、地権者の早期解決、早期完成の要望に逆に背を向けてしまったという一面もあるのではないかというふうに考えます。以上の理由、そしてこの事業が抱える問題点を明らかにする必要があるということから本決算に反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

11時10分まで休憩いたします。

（休憩 10時52分～11時11分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明をさせていただきます。まず、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,886万円を追加いたしまして、補正後の総額を34億9,777万1,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を2,831万4,000円とするものでございます。

それでは内容につきまして、補正予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金2節過年度分介護給付費負担金1,321万4,000円につきましては、令和元年度介護給付費の実績確定に伴います追加交付分でございます。次の5款1項1目介護給付費負担金2節過年度分介護給付費負担金61万6,000円につきましても、国費同様、令和元年度介護給付費の実績確定に伴います追加交付分でございます。次に8款1項1目繰越金1節繰越金1億6,503万円は、前年度決算に伴い確定いたしました繰越額を計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。10、11ページをお開き願います。6款1項2目償還金22節償還金、利子及び割引料2,449万3,000円につきましては、いずれも令和元年度の介護給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減額の確定に伴います国、県並びに社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。次に、7款1項1目29節予備費1億5,436万7,000円は、歳入の補正額から歳出予定補正額の差し引き額を計上するものでございます。

続きまして18、19ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金79万8,000円は、前年度決算に伴い確定いたしました繰越額を計上いたしております。

続きまして歳出でございますが22、23ページをお開き願います。2款1項1目29節予備費につきましては、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。補正予算に関する説明書を用いて質疑を受けますけれども、まず保険事業勘定の歳入歳出、全体にわたって受けたいと思います。6ページから11ページまでのところで質疑はありませんか。ないようでしたら介護サービス事業勘定の歳入歳出18ページから23ページのとこ

ろで質疑はありませんか。

ないようでしたら全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明をさせていただきます。まず、決算の説明に入ります前に、令和元年度の介護保険被保険者の状況等につきまして御報告をさせていただきます。先程提出いたしました資料の介護認定者数の推移（区分別）を御覧いただきたいと思います。令和元年度末時点の65歳以上であります第1号被保険者数は1万842人で、前年度比174人の増となっております。また、第1号被保険者のうち、要支援者、要介護認定者数は1,779人で、前年度より2人の増となっております。なお、認定率は16.4%と前年度比0.3%減少している状況でございます。

それでは、次に決算書の説明をさせていただきます。もう1つの資料につきましては、その説明の中でまた御説明を差し上げたいと思っております。なお、歳入歳出ともに主なものにつきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。14、15ページをお開き願います。まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料の収入済額は7億1,104万8,750円で、前年度比286万8,591円、0.4%の増となっております。詳細につきましては先程の2枚目の資料、歳入の収納状況の方を御覧いただきたいと思います。収納率につきましては、現年度分が99.83%、前年度比0.11ポイントの増。滞納繰越分につきましては28.53%、

0.62ポイントの増。介護保険料全体では98.95%、0.32ポイントの増となっている状況でございます。それでは説明書の方に戻らせていただきます。次に2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料1,122件分でございます。3款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は居宅給付費20%、施設等給付費15%となっております。2項1目調整交付金につきましては介護給付費に係る交付金。2目及び3目につきましては地域支援事業に係る交付金で、交付率は2目が25%、3目が38.5%でございます。次に16、17ページをお開き願います。4目保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化予防、防止等に関する取組指標に基づく交付金。5目介護保険事業費補助金はシステム改修に対する国庫補助でございます。4款1項支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付されます第2号被保険者負担分で、1目は介護給付費分、2目が地域支援事業費分で、それぞれ負担率は27%となっております。なお、過年度分につきましては前年度の実績により追加交付されたものでございます。5款1項1目介護給付費負担金につきましては介護給付費に対する県の負担分で、負担率は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%でございます。次のページに移りまして、2項県補助金は地域支援事業に係る交付金で、負担率は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。6款1項1目利子及び配当金は介護給付費等準備基金の利子分でございます。7款1項1目介護給付費繰入金は介護給付費に係る町負担分で、負担率は12.5%。2目にいきまして、次のページを御覧ください。3目地域支援事業繰入金も事業に対する町負担分で、負担率は2目が12.5%、3目が19.25%となっております。4目その他一般会計繰入金は事務費分の繰り入れ。5目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係る繰入金でございます。2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護サービス事業勘定へ補填を行うための基金からの繰入金でございます。一番下の8款、次のページに移りまして、1項1目繰越金は前年度決算に伴います繰越金。9款1項1目第1号被保険者延滞金につきましては53件分の保険料延滞金。2項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。3項1目第三者納付金は交通事故等によります加害者負担分。2目返納金は高額介護サービス費等に係る返還金で5件分でございます。不納欠損額33万7,212円は1件分で、返納対象者の死亡また相続人の相続放棄によるものでございます。また、過年度返納金につきましては施設入所者の限度額修正に伴います返還金1件分で、収入未済額につきましても当該入所者分でございます。現在、分割にて納付中でございます。3目雑入につきましては、介護認定調査の受託金、成年後見申立費用の本人負担受け入れ分などがございます。続きまして、24、25ページをお開き願います。10款1項1目一般寄附金につきましては遺贈による御寄付1件分でございます。収入済額の総額は29億1,581万359円で、前年度比1億1万2,680円、3.3%の減となっております。以上が保険事業勘定の歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。26、27ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の13節委託料につきましては、介護認定支援システムの改修業務が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、そのシステムのリース料となっております。2項1目賦課徴収費につきましては介護保険料の徴収に係る経費でございます。次のページに移りまして、3項1目介護認定審査会費は認定審査会委員報酬など介護認定審査会に係る経費。2目認定調査等費は、認定調査員報酬及び主治医の意見書作成手数料など介護認定調査に係る経費でございます。4項1目趣旨普及費は、介護保険制度や保険料等に関するパンフレットの印刷製本費、5項1目介護保険運営協議会費は運営協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償などでございます。30、31ページをお開き願います。2款保険給付費につきましては、要介護認定者の方が利用された介護サービス費、要支援認定者の方が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料で、前年度比7,289万2,421円、3.1%の増となっております。増額の要因といたしましては、主にデイサービスの利用者が増加したことによるものでございます。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者の通所型、訪問型サービス利用に係る給付費や審査支払手数料。2目介護予防ケアマネジメント事業費はケアマネジメントに係る給付費でございます。32、33ページをお開き願います。2項1目一般介護予防事業費は、町で実施をしておりますお元気クラブに関する経費、めだか85、脳トレ教室、サポーターポイント制度事業の委託料でございます。また、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、いきいきサロン21団体への事業補助金、介護予防サポーター21名へのポイント交付金でございます。3項1目地域包括支援センター運営費は、長与町地域包括支援センターの職員及びパート職員の人件費。2目総合相談事業費につきましては介護保険課窓口配置の介護相談員、訪問看護師及び包括支援センター専門員の報酬、次のページに移りまして、訪問看護師が使用します軽自動車リース料など、健康調査に係る経費となっております。3目権利擁護事業費は高齢者虐待ケース検討委員会など高齢者の権利擁護に関する費用。4目包括的・継続的マネジメント支援事業費につきましては、主任介護支援専門員の人件費やパンフレット等の印刷製本費となっております。36、37ページをお開き願います。5目在宅医療・介護連携推進事業費は、長与町在宅医療連携推進協議会及び作業部会に係る経費と在宅医療介護相談窓口の専門相談員の報酬となっております。6目生活支援体制整備事業費は、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため、地域包括ケアコーディネーターの配置と地域支え合いの推進のため設置をしております支えあい「ながよ」推進協議体に関する費用でございます。38、39ページをお開き願います。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症地域支援推進員として配置をしておりますコーディネーター及び初期集中支援チーム検討委員会に係る経費、13節委託料につきましては、長崎北病院へ委託をしております認知症初期集中支援チームの委託料と社会福祉協議会に委託をしております認知症カフェ事業の委託料でございます。8目地

域ケア会議推進事業費は、専門職によります個別事例の検討及び地域のネットワークづくりやケアマネジメント支援、地域課題把握などを行います自立支援型地域ケア会議、また困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行います個別ケア会議に関する費用でございます。9目任意事業費につきましては、主な事業内容として、家族介護支援事業としまして介護学習会・認知症介護者の集い、地域支援自立事業としまして配食サービスに係る委託料、扶助費として家族介護用品に係る助成支給を行っております。40、41ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は基金への積立金でございます。内訳としましては、寄附金1,554万7,442円、国からの保険者機能強化推進交付金865万9,000円、預金利息3万7,073円となっております。次に6款1項1目は第1号被保険者保険料の還付金、2目償還金はそれぞれ前年度交付額の確定に伴う返還金でございます。2項1目介護サービス事業勘定繰出金は、介護サービス事業勘定へ補填を行うための繰出金でございます。支出済の総額は27億4,078万347円で、前年度比1億3,345万4,844円、5.1%の増となっております。以上が保険事業勘定の歳出でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして御説明をいたします。44、45ページをお開き願います。この勘定は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所としまして行います要支援ケアプランや、介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入でございますが、1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、サービス計画費収入がケアプラン作成2,925件に対する収入、ケアマネジメント費収入が介護予防ケアマネジメント作成2,781件に対する収入でございます。2款1項1目繰越金は前年度決算によるもの。3款1項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の歳出において不足が見込まれましたことから、基金より繰り入れを行ったものでございます。収入済額の総額は3,222万2,516円で、前年度比188万4,123円、6.2%の増となっております。以上が介護サービス事業勘定の歳入でございます。

続きまして歳出に移らせていただきます。46、47ページをお開き願います。1款1項1目指定介護予防支援事業費は、包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。なお、13節の委託料につきましては、ケアプラン作成委託料は民間事業所へのケアプラン作成委託料、クライアント追加委託料につきましては包括支援システムのライセンス追加取得に係る業務委託料となっております。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料でございます。48、49ページをお開き願います。支出済の総額は3,142万3,117円で、前年度比520万5,406円、19.9%の増となっております。

続きまして、50ページをお開き願います。こちらは実質収支に関する調書で、御覧のとおりでございます。続きまして、51ページが財産に関する調書、介護給付費等準

備基金の決算年度末の現在高でございます。6期計画の余剰分及び保険事業勘定からの基金積立金を積み立てております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきまして御説明をいたします。報告書の2、3ページをお開き願います。こちらは保険事業勘定における歳入歳出の令和元年度予算額と決算額の執行率及び平成30年度決算との増減比率を記載しております。4ページを御覧ください。4ページは保険給付費の状況で、歳出のところでも御説明をいたしましたが、前年度比7,289万3,000円の増額となっております。内訳につきましては以下の表のとおりとなっております。5ページから10ページにつきましては、地域支援事業に係る事業のそれぞれの内容について掲載をしておりますが、簡単に説明をさせていただきます。5ページにつきましては介護予防・生活支援サービス事業で、要支援者に対する訪問型、通所型サービスの利用等に対する内容となっております。6ページは、一般介護予防事業としまして町が実施をしております各種介護予防に関する内訳となっております。7ページは、医療と介護の関係機関が連携しまして、包括的かつ継続的な在宅医療、介護を提供します体制の構築を推進する在宅医療・介護連携推進事業の内容でございます。8ページは、地域が主体となった活動の充実とその活動における現状把握や課題解決について検討し、支え合い活動、生活支援サービスの構築を推進します生活支援体制整備事業。9ページにつきましては、認知症の人やその家族の支援を初め認知症の早期発見、早期対応のため関係機関と連携して効果的な支援を実施する認知症総合支援事業について掲載をしているものでございます。10ページにつきましては、地域支援事業のうち任意事業としまして様々なメニューがございますが、その中で本町が実施をしている事業の実績について記載をしているものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。こちらは介護サービス事業勘定におけます歳入歳出の令和元年度予算額と決算額の執行率及び平成30年度決算との増減比率を記載したものでございます。14ページは、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所としまして、要支援者の予防給付のケアマネジメント業務を行います指定介護予防支援事業費について。15ページは、要支援者及び事業対象者の介護予防ケアマネジメントを行います介護予防・日常生活支援総合事業費について掲載しております。

以上が介護保険特別会計の歳入歳出決算に関する内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりましたが、13時10分まで休憩したいと思います。質疑は13時10分からお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 11時47分～13時10分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。午前中に提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は事項別明細書によって行います。まず、保険事業勘定

の歳入の1款から5款県支出金、19ページ中程までの間で質疑を受けたいと思います。
質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

14、15ページの介護保険料のところ、不納欠損が151万7,000円上がっていますね。いただいた資料2枚によりますと、現年度は当然ありませんけど、過年度分で少しずつあって、26年度以前で17件の91万1,700円ありますけれども、こういう人達はもう現在おられないのか。まだ長与に住んでおられて、今度は逆に現年度では払っておるのか。ちょっと内容的なことをよろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらの不納欠損につきましては、全部で31件上がっているんですけども、全て生活困窮という理由での不納欠損になっておりまして、死亡の方は含まれておりません。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員の質疑の中で町内にいらっしゃるのか、どうかというところ。現在その方々が町内にいらっしゃるのか、どうかということについてもお答えいただきたいんですが。
浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらについては生活困窮という方で捉えてるんですけど、その全ての方が町内在住というところまで、今、持っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

こういう方々が現在も、現時点での被保険者としての保険料を払っているのか。やっぱり加入してると思うんですけども、スムーズにいつてるのか。再度お願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

詳しいデータを今、手元に持っておりませんので内訳等にははっきり分かりませんが、中にはもちろん現在も保険料が掛かっている方もいると思いますし、もう掛かってらっしゃらない方もいるかもしれません。後程でよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

15ページの督促手数料のところでお伺いしますが、収納率から言えば最終的にはほとんどの方が納めていらっしゃると思うんですが、ちなみにこの督促は年間どのくらい発生しているのか。具体的に例えば何人ぐらいっていうのがもし分かれば、そこまで教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

督促手数料につきましては1,122件で、これは延べの数になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

表の方なんですけれども、認定者合計数は増えているのに、認定率が減ってるんですけど、これはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

認定者は増えているんですが、認定率が低いということは、65歳以上の第1号被保険者の分母の数が増えてますので、率に直すと下がるということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

今、19ページまででしたけども、6款財産収入から歳入の最後、25ページまでの間で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認なんですけど、決算書と、ここに貰ってますこれと、数字をどこを見ればいいのかなあと思って、先程から迷うとったんですが、例えば、収入未済額が一番下、605万78円になってますね、この表では。決算書では669万278円が収入未済額なんです。違うなあと思いながら見ておったんですけども、逆に左の方の調定額を見て現年度分が31年度ですね。この7億円のようなそういう金額じゃないわけです。現年度の予算は32億円ぐらいですから。それで、どこをどう見ればいいのかなあと思って、分からんようになりまして、ちょっと説明していただければありがたいです。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、決算書の収入未済額につきましては、資料の収入未済額であります605万78円から、資料の中程でございます還付未済額の36万500円を差し引いた額が決算書の収入未済額ということでございます。不納欠損額につきましては、資料と決算書が一致をしているので、この額ということになります。そして、収入済額につきましては、決算書の1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料と2節現年度分普通徴収保険料の2つを足したものが、資料の現年度分の収入済額ということでございます。そして、過年度分につきましては、3節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額が、過年度の30年度から26年度以前の合計額の収入済額ということになります。よろしくお願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、保険事業勘定の歳出の分について質疑を行います。1款総務費、26ページから31ページの上段までになりますが、この中で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

介護認定審査について全般的なことなんですが、高齢者が増えてきていて、その中でも介護認定の割合が増えているのかなという気がするんですが、そういう認定の申請というのは今、増加傾向にあるのかどうか。ここをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

申請状況を年度別で件数をお伝えしたいと思います。令和元年度が合計で1,562件となっております。平成30年度が1,591件、平成29年度が1,650件ということで、少しずつですけれども申請状況は減少状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そのあとに介護保険の認定の調査といいますか、その体制が十分なのか聞こうと思ってたんですが、減っているということであれば、認定審査の仕事は順調にいつていると、そういうふうに理解してよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

特に問題なく、申請、認定審査も調査も進んでおります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の質問と関連するんですけども、高齢化というのは進んでいってるのに、介護の認定申請が逆に減っていったというのが、ちょっと現状高齢者が増えているのに申請が減っているというのが、ちょっと担当課としてはこの辺りの分析といたしますか、なぜそうなってるのかなというようなのは何か分析されていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

現在、介護保険課の事業で介護予防事業というのを行っております。そういったことの効果があって申請件数が減ってるのかと。また、健康保険課の方で健康ポイント事業であったりとか、そういったことでいろんな高齢者に対する事業がされておりますので、そういった効果が現れているのではないかとということでは考えております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

予防事業の方で一定効果が上がってるんじゃないかということで、そこは理解しました。ちなみに例えば近隣、類似団体等と比較はされていらっしゃるか。してないなら結構なんですけど、そこと比べて町のそういったものが効果が上がってるというようなものがあるのか。いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

類似団体等との比較はいたしておりません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら30、31ページの2款保険給付費のところ質疑はありませんか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

2款1項1目19節の説明で3.1%増があったと、デイサービス利用者増が原因ではないかということだったと思うんですけども、3.1%と結構でかい数字なので、どういった内訳っていうか、まず要介護何ぐらいまではデイサービスの利用者に当たるのか。そのうち何人ぐらい増えたのかっていうのを教えていただければ。

○委員長（中村美穂委員）

西村係長。

○係長（西村淳君）

デイサービス、通所介護サービスになりますけれども、要介護1から5の方がサービスを受けることができます。要支援の方は別途総合事業に入りますので、受けられなくなります。人数は把握してないですが、件数的には438件増加しておりますので、恐らく、より在宅でサービスを受けたいという意向が増えてるんじゃないかと思われま

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

2款19節負担金で、31ページの居宅介護住宅改修費と介護予防住宅改修費って2つありますね。金額は大きくないけど。この辺の内容をちょっと教えていただけますか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、居宅介護住宅改修費が64件。介護予防住宅改修費が56件でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

件数は分かりましたけど、主にどのような改修をやるんですか。内容がもし分かれば。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

改修の内容としましては、手すりの取り付けであったり、段差の解消であったり、そういうものが主な内容になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく19節負担金、補助及び交付金で、いろんなサービスが並んでる中で入所系の

サービスのことで伺いたいんですが、介護度が上がってくる方々なんか、特に入所希望というのが増えてくるんじゃないかと思うんですが、その希望に入所の枠というのが一定あると思うんですが、希望に対する入所枠っていうのが十分なのか。聞くところによると、なかなか希望する所には云々というような話も聞くんですが、その辺りの状況はどうなのか、どうだったのかお伺いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

入所施設ですけれども、グループホームとか、特別養護老人ホームとかございますが、確かに、特に特別養護老人ホームとか待機者が多いというのも聞いております。充足してるかどうかですが、ここ何年かですが地域密着型の特別養護老人ホームということで、町内の方だけが入所できるというような施設もございまして、町内の待機者がどのくらいいるのかっていうのは把握をしていない状況なんですけど、必ずしも充足してるとははっきり言えないんですが、足りてないのかっていうのもなかなか掴むのが難しい状況ではございますが、特段こちらの方に直接「少ない」とか「足りない」「もっと造って欲しい」というような要望、お声っていうのは特に上がっている状況ではございません。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の話だと、把握がうまくできてないということですが、それってちょっとどうなのかなという気はするんですが。大まかにでも今、現在掴めてないのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

現状、詳しい状況は把握できておりません。今後、努めてまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

現状、確かにその全ての施設、待機者数が一定数おられるというのは間違いない状況です。ただ、施設によって待機者数の多い所と少ない所がございまして、特に選ばなければ、そこまで待たずに施設に入れる。そういった状況ではございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の関連なんですけど、地域密着型特別養護老人ホームは介護3以上が入れると思うんですが、以前聞いたときに100人ぐらい待機がいるっていうところで、以前一般質

問でも言ったんですが、その辺り大体数っていうのも把握されてないということですか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

地域密着型の特別養護老人ホームは町内に1件だけありまして、そのこの定員は29名なんですけども、確かに待機者数が多い状況ではあるんですけども、100名以上という状況ではないと把握しております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

ないようでしたら3款地域支援事業費30ページから41ページの上段まで、この中で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

32、33ページの2項1目19節負担金で不用額が約88万9,000円あります。説明によると、サロンみたいなのが21グループということでお聞きしたんですけども、88万円の不用額が出たのは、何か予定が狂ったのか。そのところお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

団体数を25団体で予算上しておりまして、補助金の上限が10万円でございます。それに対しまして補助を行った団体が21団体。全てが満額の10万円の補助を行ったわけではないので、そういったものが不用額として上がってきております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら40ページの4款基金積立金から43ページ7款予備費までの中で質疑はありませんか。

ないようでしたら次の介護サービス事業勘定の歳入の部、44、45ページの中で質疑はありませんか。

ないようでしたら介護サービス事業勘定の歳出の部46ページから49ページまでの間で、質疑を受けたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

指定介護予防支援事業費のところで、地域包括支援センターは確か役場の介護保険の所にあると思うんですが、これはもう、そこで集中的にやられているのか。例えば町内のふれあいセンターの方に行ったりとか、そういうふうな動きというの也被されてるのか。その辺りの体制的なことは、どういうふうなやり方でしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

長与町では直営という形で、役場介護保険課に隣接した地域包括支援センター1か所のみになっております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大きな自治体なんか視察に行きますと、民間がやられてたり、あるいは、いろんな支所なんかにそういう機能があったりとかしてるんですけども、本町も今後高齢者とか、介護予防の希望者なんかもち増えてくるんじゃないかと思うんで、そうしたときに町内のいろんな、例えば上長与公民館とか、高田のふれあいセンターとか、ああいう所にちょっとした専門員辺りを配置してというようなことはできないのかどうか。規模が小さいからそこまで必要ないのかもしれないかもしれませんが、大きな所を見れば拠点拠点にあったりするんですが、本町ではそういう体制を今後構築することは考えてないのか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

確かに長崎市のように広い所につきましては地区ごとで、あそこは確か全部委託だったと思うんですけども、民間事業所の方に委託をして、それぞれの地区に包括支援センターということで配置をされております。先程、参事から説明がありましたが、長与町は直営1か所ということでしております。高齢化率も上がってきておりますし、そういったことでの手厚い支援ということを考えますと、分散と言いますか、支所みたいな感じであるのも1つの考えかとは思っておりますが、それを今後長与町としてやっていくかどうかというのは、現在のところは考えていない状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、実質収支に関する調書、財産に関する調書、それから主要な施策の成果に関する報告書にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

主要な施策の成果の4ページのところで保険給付全体が載ってるわけですけども、全体で1億3,000万円ぐらいの支出の増があったという説明がありました。この4ページを見ると、給付の中で7,280万円ぐらい増と載ってますけども、全体の内訳が下にあるわけでしょうけども、どの部門でアップになってきたのか。もし分かればよろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

先程歳出の決算のところであまり説明はさせていただいたんですけども、この表で、居宅サービス給付費というのが一番上にあるかと思えます。通所介護というのがここに入っております、これがいわゆるデイサービスになります。こちらが延べの件数で438件ほど増加しております。こちらの増加が顕著に見られまして、そちらの増額が約3,400万円ほど、約半分の増額となっております。こちらが主な原因となっております。あとは微増とか、微減であったりとか、そういったものになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策の成果に関する報告書の9ページ、認知症総合支援事業の中で認知症のこれは一昨年ぐらいから始まったんですかね、この事業は。認知症の早期発見とか、早期対応について、成果についてお聞きしたいと思います。どのような成果が上がったのか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

認知症の政策では、認知症初期集中支援チームというのを平成30年度5月に北病院と委託契約をしてチームを設置しております。30年度、初年度は多くの相談がありながらも初期集中支援チームに繋げることはできませんでしたが、ただ、相談によってサービスに繋がったり、継続フォローを行ったりということで、決してチームに繋がらなくても成果がなかったというものではありません。そして2年目となります昨年度につきましては、包括支援センターにあった相談が33名いらっしゃったんですが、そのうち2名が初期集中支援チームとして稼働しております。包括におります認知症地域支援推進員、看護師の免許を持つ者と北病院のソーシャルワーカーがチームを組んで訪問を行ったり、あと北病院の先生も加えて会議を行ったりというふうな支援を6か月間行っております。支援を受けた方については、お二方ともサービスに繋がったり、介護の認定の方に繋がったりというふうな成果がっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

不納欠損についてももう1回お尋ねをしたいというふうに思うんですが、この件は特に負担の公平性という観点から安易に不納欠損すべきじゃないということは、十分理解い

ただいてるものと思いますが、どこの所管でもそうなんですけども、大変御苦勞をいただいておりますんじゃないかなと推測をしておるんですけども、介護の場合は、何年すると不納欠損で落とすわけでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

委員長、今の質問は留保しまして、そのときが来ましたら質問させていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の6ページで負担金、補助及び交付金のいきいきサロン。実績として21か所、延べ7,162名となっておりますが、これは同僚議員の一般質問なんかでも時々出てきて、今後このいきいきサロンをもっと増やしていきたいというような答弁もあってるんですが、現状この方向性がどういうになっているのか。実績は分かっているんですが、次年度、その先何か計画なり、もっと増えていくような状況になっているのか。それともいろんな事情でできない状況なのか。その辺りの方向性をお伺いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

こちらにも先に団体数の方を述べさせていただきます。元年度は先程言いました21団体。そして、平成30年度は19団体、平成29年度が19団体と過去3年ですけれども、30年から令和元年度にかけては2団体増えているんですが、今年度を言いますと20団体ということで1団体減って、2団体増えて3団体減っての1減という状況でございます。どうしてもこのいきいきサロンの運営されていかれる方々が、ここにもちょっと高齢化の影響がございまして、なり手不足といいますか、続けていくことができないということで断念されている団体もあります。ただ、片や2団体も、やろうということで新たにされてる所もあります。今、そういった状況のずっと繰り返しのよう状況でございます。町としましても、これも今度の総合計画とかでもそうなんですけども、増やしていこうということでは考えております。ただ、実情がそういったこともあります。年1回、代表者の方を寄せていろんな話をする場を設けております。そういった中でもいろいろ現況を聞きながら、どう対応をしていこうかということを考えていくことも今からの課題の一つかなということではあります。町の方向としてはやはりこれを増やしていかないとけないということでは考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主要な施策の13ページ、介護サービス事業の歳出合計が前年度より19.9%増と、

ちょっと大きいと思うんですけど、この増えた要因みたいなのがあれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

歳出が増えた主な要因としましては、居宅介護支援専門員、ケアマネージャーになるんですけども、前年度、ベテランの方がいらっしゃったんですが、そういった方々の退職が相次ぎまして、30年度にいわゆる経験が浅い新しいケアマネージャーを入れたんですけども、それを賄っていくために一時的に人数を増しております。それで元年度については、人件費分で増額というのが起きております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

歳入歳出全体にわたっての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程の発言は留保しておりましたから、もう重ねては言いません。先程の分、念頭に置きながら、まず何年したら不納欠損で落とすんですか。御答弁願います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護保険料につきましては、介護保険法の方で時効消滅が2年と定まっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

まず第1点目は分かりました。徴収も大変だろうというふうに思いますけども、現年度をまずマイナスが残らないように現年度中心でやられると翌年からは、100%いきますと、もう次はないわけですので、何の税にしてもそういう現年度主義で今しておるんじゃないかなというふうに思うんですけど、この表を見せていただくと31年度が元年度決算ですので、前の30年度は前年度ですから、ここはゼロですね。不納欠損額がありませんでしたというその前の年が1件、それから前が8件、その前が5件、5年前が17件という形になって、だんだん5年目になると少し忘れられて手を抜いてるんじゃないかなという感じも、表からいきますと、やもすると税の場合なんか5年が不納欠損の時期なんですよ、いろいろですね。これは2年ということで幸い良いんじゃないかなと思うんですけども、5年になるとかなり意識が薄れて取り損なうという、そういうこともあるんじゃないかなと感じるわけですけども、どうなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護保険料につきましては、現年度分の普通徴収ですけれども、納付書を送って、その後、未納になって督促を送ってからが収納推進課の方での総合徴収、そちらの方での対応ということでさせていただいております。それで滞納分、過年度分につきましても、収納推進課の方での徴収、収納そういった対応をお願いしております。そういった中で、ほかのいろんな料金であったり、税であったりとか、そういったものと併せて収納をお願いをしている状況でございます。ですので、もちろん対応が薄くなってるとか、そういうことは決してないものと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

次に聞こうかと思ったんですけども、何年したら収納推進課に行くんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

現年度分の保険料、普通徴収の保険料が納期がありますけども、納期が過ぎて未納になった場合に督促状をお送りします。現年度ですね。この督促状を送ってから以降が収納推進課の方で対応をお願いしております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう1回ですが、現年度分を賦課します。それで入ってこなかった。それで督促状を出した。そしたら入るか入らんかは別において、もう収納推進課にそのあとの対応はお願いするということですね。そうすると、その後はもう全く介護保険課は、手を何も差し伸べないということですか。何もしないということでは理解してていいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

督促状を送って以降は収納推進課の方に対応をお願いしておりますので、こちらの方で何か対応するというはございません。何かあった場合とか、収納推進課の方から申し入れがあった場合は対応しますけれども、特段これをするというのではありません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

主要な施策の8ページの生活支援体制整備の上の方に第1層・第2層協議体ってあり

ますけど、第1層と第2層の協議体の違い。下の方を見ると実績として第1層があります。ただ、第2層もまた設置して何か事業を始めていくのか。お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

支えあい「ながよ」推進協議体というのが、第1層が長与町全体に1つというものになっております。第2層協議体は、コミュニティの区割りで5つの地域にそれぞれ1つずつ作っていきたいと思っておりますが、まだ現在1つも立ち上がっていない状況です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その第1層で、時々町の広報なんかを見ると、写真付きでこうやって会議しましたというのが載ってますね。そのあと、それがどういう形で行政側の方に利用されてるのか。あるいはまた、我々のコミュニティにも、いきいきサロンの人も何人か代表で入ってますけども、どういう形で地域というか、その団体に反映されてきてるのか。反映しようとしてるのか。今の現状をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

本来であったら、地域のいろんな課題を吸い上げて、第1層として長与町全体でこんな政策をした方が良いいってことを協議して、そして政策に生かすというのが本来であると思いますが、うちが現在1層の方が先にできてしまったので、ただ、現在第1層の中には行政の職員が4課4名が入っております。地域安全課と福祉課と生涯学習課と政策企画課になります。今後、第2層が立ち上がると、それぞれの地区で問題が上がってきたものを第1層の方でいろいろ協議して、実際に例えばサロンの世話役達の高齢化の問題をどう解決するかなどを協議して、政策に生かしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

町関係職員を見ると介護保険課は関係ないんですか。これの中に入ってるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

委員は先程申し上げた4課になりますが、介護保険課は事務局として入っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程説明で聞き漏らしたんですが、25ページの介護の方の事業の方の一般寄附金は遺贈って言われましたっけ。その辺りもう少し詳細に説明をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

遺贈による寄附金でございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、被保険者が亡くなられて、そして家族の方がその寄付をしたっていうふうになるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

おっしゃるとおり被保険者の方が亡くなられて、御家族の方が行政書士を通じてこちらの方に寄付ということで話がありました。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

行政書士を通じて寄付ということなんですが、介護事業の方にどうしていくのか。高齢者の第1号被保険者だったから、今度の寄付がこっちの方に回ったということですか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

遺贈があった際に、こちらの介護保険でお世話になったからということで、その方が調べて介護保険の基金の方に寄付をしたいということで話がありました。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

別件です。コンビニ交付があったんですが、何件ぐらいあったのかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

コンビニ収納手数料については延べの件数になるんですが、今、手元に件数を置いて

おりませんので、後程お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

一番初めに頂いた認定者数の推移。一番上の方。これからすると170名ですけども、今後どういう、予想として毎年150名ぐらいとか、あるいは200名近くとか、そういう推計の予想なんか立てておられますか。もし分かってたならばお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

現在、介護保険事業は第7期介護保険事業計画に沿って遂行しているんですけども、それが令和2年度までの計画になっております。そして令和3年度から3年間の計画で第8期介護保険事業計画ということで今年度、策定年度になっております。その中で3年間の推移であったり、そういったのを考慮しながら事業計画を立てていきます。現在まだその作業を進行している段階ですので詳しいところは分からない状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

31ページの介護サービス等諸費。この中で先程私、入所型の介護サービスの件でいろいろお伺いしたんですが、例えば本町の施設が定員がいっぱいのときには、多分、近隣の自治体の施設を案内するっていうことがありますよね。そこ確認をさせてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、いろんなサービスを使うに当たっては介護認定を受けてからということになるんですけども、介護認定を受けて、サービスを使うに当たってケアマネージャーがそれぞれ就いて、その方が認定者の方の、いろんなその方に合ったサービスの内容というのを計画を立てていくわけですけども、その方とか、その御家族の方とか、そういった方々の要望等はあるかと思うんですが、そういった方々との話をしながら、その方に合った施設であるかどうかというのをケアマネージャーが主になってしていきますので、その計画を立てていく中で、どうしても町内がいいとか、職場の近くがいいとか、いろいろあるかと思うんですが、なので、近くを案内していくというか、その方の状況とか、御家族の状況にあった中で御紹介をしていくという形になるかと思います。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程のやりとりの中で、本人が選ばなければ入所が可というときもあるというような趣旨の答弁があったと思うんですが、実は私が聞いている事例で、もちろん担当の課と一緒にいろいろ協議しながら、ここはどうでしょうかということ町外の施設を案内してもらって、お邪魔したところ、ちょっと言いにくいんですが、質が本人の希望に沿わない。ちょっとここに自分の親を預けるわけにはってというようなことで躊躇されたという事例も聞いているんですね。だから今のことを聞いたんですけれども、そういうことがあった場合っていうか、耳に入ってるかということと、是非そういうときには直接やっぱり役場の職員が本当にどういう施設なのか、というか質ですね。やはり大丈夫なのかってということも含めて、立ち入り調査ができる権限というのはなかなか難しいと思うんですけれども、実態を把握するというのも必要なことだったんですが。と同時にもし、そこで問題があれば、そういう連携した協議の場などで率直にそういう問題も提起するとかした方が、やっぱり町民の信頼というか、また介護の質全体も向上していくと思うので、そういう対策というのがやられてるのかどうか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

入所施設に関しては1年に6回の運営推進会議というものが開かれておりまして、そちらの方には役場の職員か、地域包括支援センターの職員が出席するようになっております。そちらの方で地域の活動などの報告を受けて中の方を見させていただいてるので、施設の様子についてはそちらである程度分かっております。また、施設指導に関しては、こちらの方から実地指導という形で施設に入ることもできるようになっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

保険事業の歳出の35ページ、報償費で予算額は9万8,000円に対して、支出が4,000円ということなんですが、これは高齢者の虐待ケースの会議がほとんど開かれてないということで理解してよろしいのでしょうか。それとも高齢者虐待のケースが実際あったのか、それとももう全く無かったのか、その辺りお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

高齢者に対する虐待、こういった案件があった場合に、どうしても専門の方の御意見も伺わないといけない場合がございます。その場合に専門職の方をお呼びして検討会を開く場合があり、昨年度1回開催しておりまして、その方に対する報償でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

成果に関する報告書の4ページ、先程吉岡委員が質問されてました居宅サービス給付費なんですけど25,192件で1億1千幾らと。1件当たり結構な金額になると思うんですけど、1件というのは何をもちいて1件とカウントしているのか。教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

西村係長。

○係長（西村淳君）

件数なんですけども、1人の方が何件かサービスを利用する場合があるかと思いきや、要は実際に利用された件数、人数じゃなくて2件、3件とか受ける場合がありますので、その積み上げの件数が2万5,192件ということです。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

補足させていただきます。例えばデイサービスに1週間に3回通われてる方がいらっしゃるとしたら、それは3件という形になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

1回のサービスを受けるのが5万円近くの計算になると思うんですけど、本当にそんな金額になるのかですね。ちょっと不思議に思ったんで質問をさせてもらったんですけども、介護の程度によって金額はいくらか違うとは思いますが、10億幾らを2万5,000で割ると、要介護5の人が例えば1回の通所がもう何十万とかなるのかな。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

例えば通所は1週間に3回とかになるんですが、入所施設ですね、もうずっと入所をされてる方については、例えば1か月で1件という形のカウントになってきますので、それで1件の単価というのはかなり差が出てきます。

○委員長（中村美穂委員）

西村係長。

○係長（西村淳君）

確かに1件当たり5万円という数になるかとは思いますが、保険給付の9割、自己負担分の1割の分になります。確かにサービスや要介護度によって単価は違いますが、ト

一タルになるとそれぐらいになるのかなっていうことだと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

私が先程、入所施設が入っていると答弁をさせてもらったんですけど、居宅サービスに対する質問でしたので、今、係長が説明した答弁が正ということでお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

不用額を今ずっと見とったんですが35ページ、あまりにも極端過ぎるんじゃないかなと思うのが、上から4行目に需用費がありますね。予算が480万円あって支出済額は27万9,000円、不用額は460万円。課長、分かりますね。予算っていうのは何なのかっていう感じがね。そして次の37ページの下から3行目に委託料が330万円に対して220万円ぐらい出て100万円ぐらいの不用額が出てます。これどうかなと思うんですが、嫌みを言ってるんじゃないんですよ。数字を見てね。次の39ページの上の方の需用費、822万1,000円の予算に対して56万6,375円支出をして、不用額が765万4,000円。委託料336万円に対して40万6,626円出して、295万3,000円ばかり残る。この辺りをちょっと見て、余りにも予算、これはもう昨年のお話ですから、我々がこのメンバーで予算を通したとかな。予算は3月ですから、前のメンバーになるかな。しかし、それは別として余りにも乖離がひどいんじゃないかっていう結果になるわけで、この辺りがもう少しシビアな部分もあっていいんじゃないかと。私が指摘をしたら、いやいや理由をこうですよというのが当然あるだろうと思うんですけど、その辺りはちゃんと思いのとおりに答弁していただいて、しかしながら、余りにも乖離してあるように、その辺りは併せて答弁をいただければ、みんなが理解しやすいということで質問させていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護保険事業のこの特別会計の予算額ですけれども、こちらが介護保険事業計画で介護保険事業に関する給付額等を見込んで3年間分ですね。それに対して保険料であったりを定めて、それで収入額とか、支出額を、3年間を見込んで計画を立てて、それに合わせた形で予算を立てている状況でございます。ただ、その予算の割り振りといいますか、やり方ということになるんですけども、実際、委員がおっしゃられるように予算額に対して執行額が少ないと、不用額が多いということの御指摘がございました。全体額としましては、先程言いましたように事業計画に沿った形での大枠があって、それに

対して予算を立てている状況でございます。その割り振りにつきましては、これも現状等を加味しまして、予算は立てていくべきものと考えておりますが、元年度については、実際不用額が多いような状況になっております。適正な予算の配分というのは、今後気をつけていきたいと思っておりますので、答弁になってるか分からないんですけど、今後はそういう予算の分配はもちろん、適正に行っていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第74号介護保険特別会計決算認定について反対の立場から討論を行います。介護保険制度は、改定がされる度に利用要件が厳しくなっていております。利用料が3割負担や2割負担に移行されるなどがあります。介護保険が導入されるときには、保険料を払えば安心して介護サービスが受けられる。家族も精神的負担が軽減される。このように宣伝がなされたわけでありまして。しかし現在、要介護相当の方が事実上、要支援へ移行を促進される。また、経済的、精神的負担は年々高まっております。保険あって介護なしという事態にならないかということ懸念しておりましたけれども、このことについて高齢者の方からそういう意見が最近寄せられるようになってきております。また、質疑の中でも申しあげましたけれども入所施設の質の問題なども課題としてあると思っております。こういう実情を改善するためには、自治体だけで行うことについては、やはり一定限界があるわけですが、国、県等に対して、こういう制度の問題点、改善策、財政的な負担を図るよう、こういったことを強く町としても、また議会としても求めていく必要があるという意味からも、この介護保険決算の認定に反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会いたします。

なお、明日9月9日水曜日9時30分より委員会審査を再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。お疲れさまでした。

(閉会 14時40分)